

婚姻に伴う手続き・届出チェックリスト

check	婚姻に伴って、一般的には次のような手続きが必要です。	手続き窓口
<input type="checkbox"/>	① 転出・転入の手続き 婚姻届で住所は変更されません。別途、転出・転入・転居の届け出をしてください。同時にされる場合は、婚姻届の提出後に手続きをしてください。 ※同居していても世帯を分けている場合は、世帯合併の手続きが必要です。	市民課 6番窓口
<input type="checkbox"/>	② 個人番号（マイナンバー）カードの氏名・住所変更 カード記載事項変更の手続きが必要です。手続きは住民登録システム上でデータ反映がされた後に可能です。 ※婚姻届を住所地以外で提出した場合、住所地の住民登録システム上でデータ反映までに相当の時間を要します。データ反映前に手続きを希望する場合、婚姻届の受理地で婚姻届受理証明書を請求・取得し、住所地の住民登録担当に提示すれば、手続きが可能な場合があります。	市民課 5番窓口
<input type="checkbox"/>	③ 印鑑登録の手続き 姓（氏）が変わったために、登録している印鑑と姓（氏）が異なる場合は、自動的に印鑑登録が廃止されます。引き続き印鑑登録が必要な方は、改めて登録手続きが必要です。 ※名だけの印鑑で登録している（氏変更の影響を受けない）場合は、印鑑登録証はそのまま使用できますので、印鑑登録の手続は不要です。	市民課 2番窓口
<input type="checkbox"/>	④ 健康保険・年金の氏名・住所変更 ● 摂津市国民健康保険・国民年金の方：手続きが必要です。 ● 社会保険・厚生年金の方：勤務先の担当窓口にご連絡ください。	国保年金課 11・13番窓口
<input type="checkbox"/>	⑤ 運転免許証の氏名・住所・本籍変更 1か月以内に本籍地入りの「住民票」を取得して警察署で手続きが必要です。 ※マイナ免許証のみ保有している方は、警察署等での手続きや住民票の添付が不要な場合がございます。詳しくは警察署のホームページをご確認ください。	摂津警察署 06-6319-1234 門真運転免許試験場 06-6908-9121
<input type="checkbox"/>	⑥ 銀行口座・生命保険などの氏名・住所変更 銀行口座・生命保険・損害保険・クレジットカードなど変更の手続きが必要です。各機関の担当窓口で手続き方法や必要書類をご確認ください。	各機関の 担当窓口
<input type="checkbox"/>	⑦ パスポートの氏名・本籍変更 変更の手続きが必要です。マイナンバーカードを使ってマイナポータルからオンライン申請をする場合、窓口申請よりも旅券手数料が安く、戸籍謄本（抄本）の提出が不要です。窓口申請では戸籍謄本（抄本）が必要です。なお、手続きは戸籍の内容が変更されてからしてください（下記⑩参照）。 ※本籍の都道府県が変わらない場合、手続きは不要です。	パスポートセンター 06-6944-6626 市民課 2番窓口
<input type="checkbox"/>	⑧ 資格の氏名変更 教員・保育士・美容師・建築士などの国家資格をお持ちの方は、登録団体で氏名変更の手続きが必要となります。各登録団体に手続き方法や必要書類をご確認ください。また、国家資格以外の資格についても手続きが必要なことがありますので、ご確認ください。	登録団体の 担当窓口
<input type="checkbox"/>	⑨ 住民票の請求 婚姻届の受理、転出・転入等の手続き、個人番号（マイナンバー）カードの記載事項変更等の手続き後、住民登録システムへのデータ反映の完了から24時間を経過すれば、個人番号カードを利用してコンビニ等で住民票を取得することができます。当日に窓口で請求することもできますが、窓口の混雑状況によってはお時間がかかる可能性がありますのでご注意ください。	市民課 2番窓口
<input type="checkbox"/>	⑩ 戸籍謄本の請求 本籍（新本籍）が摂津市の方で摂津市に婚姻届を提出する場合は、受理後から約7～10日で請求が可能です。本籍（新本籍）が他市の方で摂津市に婚姻届を提出、または本籍（新本籍）が摂津市で他市に婚姻届を提出する場合は、国のシステムを通じてデータを送信後に本籍地で戸籍が記載されるため、通常よりも相当のお時間を要しますのでご注意ください。	市民課 2番窓口
<input type="checkbox"/>	⑪ 婚姻届受理証明書の請求 勤務先への報告や各種手続き等で必要な場合があります。当日（※開庁時間中に限る）に請求することもできますが、窓口の混雑状況によってはお時間がかかる可能性がありますのでご注意ください。	市民課 2番窓口